

別紙

Q 1. 「偽装ラブホテル」とは、実質的にはラブホテルとして利用される施設であるにもかかわらず、リゾートホテルやビジネスホテルなどと申請し、営業許可を取得しているホテルのことです。「偽装ラブホテル」問題を知っていますか？

- ①知らない ②聞いたことはある ③よく知っている

コメント

今回、貴会のアンケートによってこの問題の詳細を知りました。

Q 2. 上記の通り実質的にはラブホテルとして利用される施設であっても、リゾートホテルやビジネスホテルだと申請すれば住宅街や学校のそばで営業されていますが、それについてどう思いますか？

- ①問題ないと思う ②何も思わない ③問題がある

コメント

風俗営業法に基づいて、商業地域に限定して建設、営業が許可されている「ラブホテル」が盲点をついて、住宅地さらに学校の近くで営業されていることは、決して容認すべきことではないと考えます。

Q 3. 日本各地で住宅街のそばに偽装ラブホテルが計画されるたびに住民の反対運動が起こっています。住宅街のそばに偽装ラブホテルがあることをどう思いますか？

- ①問題ないと思う ②何も思わない ③問題がある

コメント

Q2 で回答済み

Q 4. 昨年、大阪市西区の本田（ほんでん）小学校の目の前に偽装ラブホテルが建ち営業開始しました。幼稚園や小学校、中学校のそばに偽装ラブホテルがあることをどう思いますか？

- ①問題ないと思う ②何も思わない ③問題がある

Q 5. 現在の風営法上のラブホテルの要件は、①回転ベッド②大きな鏡③大人のおもちゃを売る自販機が客室内に全てあることです。この要件についてどう思いますか？

- ①問題ないと思う ②何も思わない ③要件が甘すぎる

コメント

ラブホテルの要件については、考察中です。

Q 6. 営業庁で Q5. のラブホテルの要件が見直しされようとしています（21年6月改正案が出る予定）。具体的にどんな項目を追加すれば偽装ラブホテル問題が改善すると思いますか？

Q5 で回答済

Q 7. 風営法でラブホテルの定義をすることは、業者側の立場で言うと、逆にそれの要件をみたさなければラブホテルにならないということになります。つまり偽装ラブホテルを建てることは、法律では止めることができません。住宅街、学校のそばに偽装ラブホテルが建たないようにするためにには、一般のホテルを含めた立地規制が必要です。そのことについてどう思いますか？

- ①立地規制は業者の経済活動を制限することになるのでよくない ②どちらでもない
③住宅街、学校のそばでは立地規制が必要

コメント

風営法に限定せず立地規制も含めて幅広く議論していく必要があると考えますが、偽装の建築確認申請を通して行政がその責任において、問題が発覚した事後においても、解決のために動くべきと考えます。

Q 8. 当会は、ラブホテルの存在自体に反対しているのではありません。

学校周辺・通学路など子ども達が目につく場所、住宅地周辺など地域環境が悪化するような場所での偽装ラブホテルを建設・営業することに反対しているのです。そのことについてどう思われますか？

- ①賛同できない ②どちらでもない ③賛同できる

コメント

教育環境と住環境保護のために反対されていることを理解致します。但し、住民活動を開されるにあたって、まず第一段階で偽装の建築確認申請を通してしまった行政はその責任を逃れることはできない訳で、問題が判明した事後においても、あくまでも行政を通じた解決法を基軸にすることをお奨めいたします。

Q 9. ビジネスホテルがラブホテル化する原因として、風呂法上のラブホテルの定義が古いこと以外に、旅館の営業許可を受けた後、宿泊者名簿が備え付けられていない・室内に自動精算機があるなどの旅館業法違反についての指導がされていない・罰則が緩いことも考えられます。偽装ラブホテルをなくすために、旅館業法について改正は必要と考えられますか？

- ①問題ないと思う ②何も思わない ③問題がある

コメント

旅館業法の改正等有効な法改正も議論していくべきでしょうが、Q8の回答のとおり、まずは行政による解決を粘り強く続ける必要があると考えます。

Q 10. 当会に質問やご意見があれば、お願いします。

皆様が今取り組んでおられる教育環境・住環境の整備という問題は、子育て経済支援と同じくらい大切な政策と考え、こうした活動に取り組んでおられることにあらためて深く敬意を表します。